

平成 29 年 4 月 18 日

会 員 各 位

一般社団法人 島根県薬剤師会
会長 陶山 千歳

敷地内薬局に関する当会の見解

島根県内において、医療機関の敷地内での保険薬局の開設、敷地内に保険薬局を誘致している事例がありました。いわゆる敷地内薬局に関する当会の見解を以下に示します。

1. 保険医療機関の独立性について

医薬分業制度の本旨は、患者の薬物療法をより安全でより効果的にするため、処方箋の確認と調剤が、処方箋を交付する医療機関から経営的にも、構造的にも独立した薬局において実施されなければならないものであります。構造的な独立性については昨年 10 月から「保険薬局の指定に係る留意事項通知の一部改正」もありましたが、保険薬局の指定に当たっては、留意事項通知で示されている趣旨・内容と照らし合わせ、少しでも独立性に疑問がある場合は指定されないように強く求めています。

敷地内薬局が当該敷地を保有している保険医療機関に対して賃借料を支払うという構図は、調剤報酬が賃借料に形を変えて医療機関に保険外収入として流入することを意味しており、保険診療の根幹を揺るがす問題を含むばかりか、保険薬局の経済的独立性の担保についても甚だ疑問であります。

一部改正になった留意事項通知の中でも、「保険医療機関との一体的な構造」に該当する具体事例として、「(略) 保険医療機関と同一敷地内に存在するものであって、当該保険薬局の存在や出入口を公道等から容易に認識できないもの、(中略) 実際には当該保険医療機関を受診した患者の来局しか想定できないもの等患者を含む一般人が当該保険薬局に自由に行き来できるような構造を有しないもの」と示されています。当県の事例が一体的な構造に該当するかどうかの判断は本会の行う業務ではありませんが、構造上の独立性にも疑問を感じざるを得ません。

2. 患者のための薬局ビジョンにかかる薬局再編について

厚生労働省は昨年 10 月に「患者のための薬局ビジョン」を公表し、『「門前」から『かかりつけ』、そして『地域』へ』のサブタイトルのもと、将来に向けた薬局再編の姿が明確に示されましたが、保険医療機関による敷地内への保険薬局の誘致は、門前薬局から門内薬局への再編なのか、我々が目指している患者のための薬局ビジョンの趣旨に逆行すると言わざるを得ません。

以上のことより、本会といたしましては敷地内薬局に対して反対の立場より異議を唱え、誘致については慎重な議論を望むものであります。